

9月12日

22番 いわさき貴博 日本共産党

【最低賃金について】

最低賃金について質問します。

最低賃金は「8時間働けばふつうにくらせる社会」を実現するため、最低限の生活保障にふさわしい額にすることが必要だと考えます。ところが、今年、中央最低賃金審議会小委員会が示した全国加重平均で時給26円増という目安額は、安倍政権の掲げる「年率3%」に沿っただけで、生活保障と格差是正にはほど遠いものです。どの程度乖離があるのか。全労連が行った月額最低生計費調査、25歳単身者九州の調査では21万8551円、時給換算で1200円以上必要という調査結果がでております。今回の決定、大分県762円。全く足りません。「働く貧困」の解消にはつながりません。

これまで市は最賃に対し、「県の地方最低賃金審議会の動向を注視し、決定された最低賃金が遵守されるよう、その周知を徹底してまいりたい」という趣旨の答弁をされております。しかし労働局長に対し、今回も審議会の答申に労働団体から異議申し立てが出ております。審議会ではその異議を認める決定はなされなかったのですが、時給762円、フルタイムで働いても月額13万2千円では生活を維持できないという主張は多くの市民が納得するものではないでしょうか？

審議会の決定が遵守されるよう周知されるのは良いのですが、市として主体的に最賃のレベルが市民の生活維持しうるレベルにあるのか検証が必要ではないでしょうか？

市の主体的な検証とあわせ、最賃のレベルが今以上の引きあがるよう関係機関に働きかける必要があると考えますが見解をお聞かせください。

【最賃地域格差】

地域間格差も深刻です。時間額のみで最賃を表示するようになった2002年に102円だった東京と大分の格差が、今回の改定で223円にまで拡大します。今回の改定、東京（985円）と大分県（762円）を比較すると月150時間労働で3万3450円、年1800時間で約40万円もの格差が生じる結果です。

最賃水準のパート・アルバイトが多いコンビニやチェーン店は、全国どこでも同じ仕事内容です。最賃に格差をつける理由はありません。

他県での審議会では労働者委員からも「隣県や都市部との格差拡大は働き手の流出に直結しており、この状況を早急に是正しなければ、地方における中小・零細企業の事業継続や発展は困難である」と意見が出ています。

最賃の差が人口流出につながるという点では、実際大分県内でも、県境自治体では労働力の確保、人口流出を食い止めるために、体力のある企業は大分市内よりも高い時給で求人をかけているところもあり、その弊害を裏付けるもの

となっています。

そこで質問いたします。人材確保をすすめていくためにも、政策的に他県との最低賃金の賃金格差を是正する必要があるのではないのでしょうか？部長の見解を求めます。

【教育行政】

(タイムレコーダー試行についての評価)

教員の多忙化について質問いたします。タイムレコーダーの導入による適正な勤務時間管理ということで、ICカードを使用して出退勤管理を行い、勤務時間をよりの確に把握するよう全市的な導入を進めていると聞いています。本市では2月から5月までの4か月間、小学校2校、中学校2校において試験的に導入し、課題の検証を行うこととしております。まずはその評価についてお聞かせください。

(業務量軽減について)

例えば長時間労働の問題ですが、月100時間以上の時間外勤務があった方の数ですが、平成27年度前期4月から9月まで6か月において、小中あわせて74名、一校あたり0.83人であったと聞いています。後期は61名、一校あたり0.68人でありました。この時点ですでに教員の働き方が社会的問題になっており、各種対策は進められてきておりました。にもかかわらず翌28年度は100時間超の残業をされた方は増えており、さらに翌29年度も多少の増減は見られますが、傾向として依然高い状況はつづいています。そして今回の30年2月からのタイムレコーダー試行では、4か月間小中4校で100時間以上の時間外労働者は22名、一校あたり5.5名でした。タイムレコーダーにより

正確な労働時間管理が一定進んだもと、一校あたりの100時間超の時間外労働者は大幅に増えています。このような実態に対し、これまでの延長線上での議論では、本来の目的を達成するには不十分ではないかと言わざるを得ません。

問題の核心はやはり、先生一人一人の業務量が多いこと。仮に周辺業務の量が減っても本来業務の量が変わらなければ改善しません。ここにメスが入らないと、どんな方策も的を射たものにならないと思いますが、業務量の軽減について教育委員会はどうにお考えでしょうか？

(長時間労働の解消にむけて)

私はこれまでの延長線上での議論をするのではなく、やはり少人数学級を増やす、クラスサイズを小さくし教員を増やす以外にこの長時間労働の解消の問題は進んで行かないのではないかと思います。長時間労働の解消推進計画ございますが、これに対しては、教員増をその柱に据えるべきと考えますが、今後方向性も含め教育委員会の見解をお聞かせください。

【地域防災について】

地域消防団に委託しています樋門・樋管の管理について質問します。現在団に委託している当該施設は、国・県・市あわせて217門あります。そのうち市の管轄は73門と聞いています。水門の開閉は外部より電線を引いての電動や、原動機を使用するものあるいは手動などがあるかと思いますが、原動機を使用している形式の水門は9門あると聞いています。実際この原動機はとにかく音が大きく、携帯電話を使つての通話に支障がでるほどのものであります。「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」では14条において消防団の装備の改善及び消防の相互の応援の充実が図られるよう、必要な措置を講ずるものとするとして装備の改善を求めています。

原動機の音で会話が成り立たない。この状況を改善するための対策が必要と考えますが見解をお聞かせください。

【公共交通】

JR 駅無人化について質問します。市内日豊本線の 5 駅、豊肥本線の 3 駅が無人化の対象とされていきました。しかし、昨年 12 月に JR 九州が行った説明会や、2 月 16 日コンパルホールで障害者団体の関係者などを対象とした説明会などでは健常者が思い至らない部分が多いことが相次いで表面化、無人化に対する懸念が市民の中に広がりました。JR 九州はそれら懸念をうけ、上記の 8 駅のうち、牧駅のみを 3 月 17 日のダイヤ改正に合わせて無人駅化し、他の 7 駅については無人駅化を先送りすると表明しました。しかし、そのうち、敷戸駅と大分大学駅は、今年の秋に点字ブロックの整備を行い無人化導入を計画しているようです。JR の姿勢としては、あくまでも無人化を押し進めようとしております。これに対し市民運動が広がり、署名も市内外合わせ 7 万筆を超えるものとなっているのに、とんでもないことです。

先日国交省に赴き、JR 無人化に対する見解のレクチャーを受けてきました。国は JR に対し、市民合意を最優先にすべき、駅利用者の声に耳を傾けることが必要、さらに無人化は利便性を損なう部分があるとの見解を示しました。

企業の判断を尊重するのではなく、市民の合意を最優先にすべき、さらに利用者の利便性の低下を認める見解を示しました。まずはこの国の見解に対する市の受けとめ、認識をお聞かせください。

【熱中症対策】

熱中症対策について質問します。この夏、気象庁は連日の猛暑を受けて異例の会見を開き、「1つの災害と認識している」と伝えました。しかも気温上昇は今後も続くことが予想されるとの調査結果（気候変動の観測・予測及び影響評価統合レポート 2018 日本の気候変動とその影響）もなされたところです。

本市消防局によりますと、7月1日～8月31日までに、283の方が熱中症で救急搬送されています。これは昨年比70名増であります。猛暑の影響がモロに出ております。年齢別では、65歳以上の高齢者が136人で多く、全搬送者の約半数を占めたとのことであります。

市ホームページでは、「熱中症に注意しましょう」と題して市民啓発の記事が掲載されています。その中で、「部屋の温度調節 ～部屋の温度は28度を目安にしましょう」とし、冷房器具の使用を推奨しています。しかし搬送された高齢者の中にはエアコンがない方もいらっしゃる、予防対策が不十分な方もいたと聞いております。厚労省は熱中症対策として生活保護新規利用者などを対象にエアコン設置費用を認める通達をだしたところです。

そのような動きのある中、高齢者の熱中症対策をより効果的に進めるためにも、65歳以上の住民税非課税世帯にエアコン購入・設置費の補助を認め、積極的に熱中症対策を行うことを検討してはどうでしょうか？ご見解をお聞かせください。

【福祉行政】

生活保護行政、ケースワーカーの増員についてお尋ねいたします。

全国的に保護世帯数は増加傾向にあり本市も高止まりの水準が続いており、ケースワーカーの業務量、受け持ちの保護世帯の数が年々増加しているのではと危惧するところです。

本市では平成 27 年 4 月の時点で 6835 世帯の被保護世帯に対し、ケースワーカー 65 名、一人当たり 105 世帯であります。国の基準が 80 世帯であることからみてもオーバーワークの感は否めません。今年 4 月時点でも 66 名、一人当たり件数も 104 世帯であります。国の基準と大きな乖離があることが事実として続いていることとなっております。こうしたケースワーカーの人数不足は、適切な指導援助の妨げになっているのではないのでしょうか。

私は先月こんな経験をしました。ある相談者 70 代の男性の場合ですが、市役所に必要書類を持ってきてと担当ケースワーカーに言われた方がいました。夏場の暑い時期に自宅から JR 駅まで 15 分かけて歩き、灼熱のホームで 10 分ほど電車を待ち、大分駅から歩いて 15 分ほどかけて市役所まで来られる。もう大変だとその方はおっしゃる。そのことを担当ケースワーカーに言い、訪問してあげては？と私から申しましたが、「他の方の対応に追われ、時間が全く足りない。大変さは理解できるが、無理のない範囲で協力していただきたい」そんなやり取りがございました。これは丁寧な対応でしょうか？この方は一ヶ

月前熱中症で救急搬送され、入院していた方です。本来なら体の負担を考慮すべきではないでしょうか。こういった方にも訪問できない。今の大分市の保護行政は、このような人数配置水準であり、改善が必要と考えます。

ケースワーカーの増員は必要ではないでしょうか。せめて国基準の配置が必要だと思いますが、部長の見解をお聞かせください。

【訪問介護】

訪問介護、生活支援のサービスについて質問します。

生活支援とは、高齢者本人や家族が家事を行うことが困難な場合、訪問介護スタッフ（ホームヘルパー）が利用者のもとへ伺い、調理などの日常生活の援助を行うことをいいます。

厚労省は今年 10 月から実施する「生活援助運営基準の見直し」にかかわる訪問介護の 1 か月の生活援助の回数を告示しました。それによると要介護 1 は 27 回、要介護 2 は 34 回、要介護 3 は 43 回、要介護 4 は 38 回、要介護 5 は 31 回で、これを上回るケアプランを作成する場合はケアマネージャーに市区町村への事前の届出を義務付け、地域ケア会議で点検・検証し、必要に応じてサービス内容の是正を促すとされています。しかし、これは給付抑制であり、そのような改定は絶対に認めることはできません。

ある 90 歳の男性、単身者、要介護 1 の方の事例ですが、この方は朝夕の食事の調理、いわゆる生活援助のサービスを受けています。ヘルパーさんの訪問が一月 60 回だったのが、今度の改定により 27 回に制限されてしまいました。今回の改定、国は過剰なサービスを防止し自立を促す観点で行われるとのことですが、「食べこぼしもあり毎食後の掃除が必要」「食事形状を調整しないと食べないため、毎食調理している」などの実態があり、複数回の生活援助が日々の生活に欠かせない支援となっています。

また、「認知症の人と家族の会」の幹部は、「生活援助は認知症の進行を緩やかにする側面もあり、利用制限はそうした生活の大きな妨げになる。要介護者を住み慣れた地域で支える地域包括ケアシステムの考え方にも反する」として運用方針に反対する意見を主張しています。

先ほど紹介した 90 歳の男性が、回数制限をすることにより料理をこれから覚え、家事というスキルを習得していくのであれば自立を促す側面もあるかと思いますが、それは甚だ疑問です。

人間らしく生きるために生活援助を必要とする高齢者が、専門職によるサービスを受けられなくなることはないよう、回数制限の見直しを国に要望すべきではないでしょうか。見解をお聞かせください。

(資料)

★最賃

私たち日本共産党は全国一律制度を確立し、「今すぐどこでも1000円にして、1500円をめざす」ことを中小企業に対する直接支援策とセットで提案しています。先ほどの額引上げとあわせ、地域間格差を是正するよう関係機関に働きかける必要があると考えますが見解をお聞かせください。

★訪問介護

その理由として、第一に、訪問介護の生活援助が介護認定者の状態の維持や重度化防止にとって大きな役割を果たしているからです。実際、一日に二回以上の生活援助を受けている高齢者は、「認知症で食べこぼしが多く毎食後の掃除が必要」「食事形状を調整しないと食べないため、毎食調理している」などの実態があり、複数回の生活援助が日々の生活に欠かせない支援となっているのです。「認知症の人と家族の会」の幹部は、「生活援助は認知症の進行を緩やかにする側面もあり、利用制限はそうした生活の大きな妨げになる。要介護者を住み慣れた地域で支える地域包括ケアシステムの考え方にも反する」として運用方針に反対する意見を主張しています。

第二に、厚生労働省が示した回数は、科学的な根拠もなくサービスを制限するものだからです。国が告示した届け出基準の回数は、「全国平均利用回数プラス2標準偏差という統計上の数字に過ぎません。介護保険サービスは、その

人の個別性や必要性に応じて提供されるのが本来の姿です。実際、厚生労働省は昨年 11 月に 41 区市町村がおこなった月 90 回以上利用している 48 例の調査結果を公表しましたが、利用者の 8 割が認知症で 7 割が独居の高齢者でした。区市町村が適切でないとしたのはわずか 2 件で、そのほかは「適切またはやむを得ないサービス利用」と判断しています。

①生きるために必要な生活援助を切り捨てないように運営されること、②「自立生活支援の見守りの援助」への誘導は、「利用者の身体状況や生活実態に即し」行うこと、③権利としての介護保険の見地から、判断能力に応じた支援・保護のあり方を具体的に示すことを求めています。権利としての介護保険とは、公的介護制度の中で、高齢者の尊厳を守りながら毎日の生活を支えるサービスが提供されるべきものです。